

広報  てんかわ



冬の観音峯パノラマツアー



節分にあわせて2月3日に「冬の観音峯パノラマツアー」を実施しました。
 今年は例年がない暖冬のため観音峯をはじめ展望する峯々の積雪は少ないですが、奈良交通の直通バス「霧氷号」運行もあり、この時期の観音峯は賑わいます。

主な内容

奈良県知事選挙・奈良県議会議員選挙	2
税源移譲	4~5
国保診療所・ほほえみポート天川・ごみ収集3月の予定表	8~9
おしらせ	11~13
学生納付特例制度の申請	14

No.361

2

統一地方選挙として

奈良県知事選挙と奈良県議会議員選挙が 執行されます

全国的に執行される統一地方選挙として、先日辞任した奈良県知事と任期満了に伴う奈良県議会議員の選挙が平成19年4月8日に執行されます。

両選挙とも投票日は4月8日(日)ですが、当日投票できない人のために期日前投票所が開設されます。

※ 投票日(4月8日)に用務、旅行等のために投票所へ行くことができない人は、天川村役場内の選挙管理委員会まで申し出て、期日前投票を行なってください。

(印鑑は必要ありません)なお、入院中の方は病院長に申し出てください。

◎「期日前投票」とは、従前の「不在者投票」に変わる制度です。

【期日前投票期間】 奈良県知事選挙・・・3月23日(金)から4月7日(土)まで
奈良県議会議員選挙・・・3月31日(土)から4月7日(土)まで

【期日前投票時間】 午前8時30分から午後8時00分まで

「消さないで あなたの心 注意の火」

春季火災予防運動実施中

3月1日から3月7日までの1週間、春季火災予防運動が実施されます。

今年度は「消さないで あなたの心 注意の火」を統一標語として、期間中に消防団と広域消防組合が村内一円で火災予防啓発パレードを行います。

火災ゼロの村を目指すには、村民の皆様の火災予防に対する関心が必要です。ご協力よろしくお願ひします。

天川村消防団・中吉野広域消防組合天川出張所

奈良県青少年指導員全体研修会に参加

2月4日(日)田原本町青垣生涯学習センターにおいて、奈良県青少年指導員連絡協議会全体研修会が県下各市町村から総勢80名の参加により開催されました。

本村からは前田敏明指導員と中山三智弘指導員の両名が出席し、午前には「喫煙と青少年のかかわり」について、タバコの有害性と青少年に与える影響についてのビデオを視聴し、その後4グループに分かれて意見交換をしました。

午後は、「いじめ問題について」を演題に関西大学心理相談室 臨床心理士 石田陽彦氏の講演を拝聴し、昨今の教育的課題となっているいじめ問題について、親と子と学校の関わりや、1歳から15歳までの5年ごとの子供の成長段階における心理状態などをわかりやすく説明していただきました。

講演後、青少年指導員としての役割を踏まえ、石田先生を交えて意見交換が行われました。

農業委員会だより

平成18年12月25日(月)午後3時30分より山村開発センター1階住民ホールにて第4回農業委員会が開催されました。

会議内容

- 農地法第4条許可申請審査・・・1件
- その他・・・天川村特産品開発チームより、特産品開発第1弾として蕎麦（そば）事業の説明がありました。遊休農地の利活用に村の気候に合う作物として試験的に蕎麦（そば）が選ばれ栽培したところ、沢山の実をつけ、天川村の気候に適することも立証されました。この事業に理解と協力をお願いしたいとの説明で、農業委員一同熱心に話を聞きました。

※本委員会で審査した農地法第4条許可申請は、県にて審議中です。

平成19年1月29日(月)午後1時30分より山村開発センター1階住民ホールにて第5回農業委員会が開催されました。

会議内容

- 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について
- その他

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査とは

毎年1月1日現在で下記内容に該当する者は、農業委員の被選挙権及びに選挙権を有します。その者が本当に下記内容に該当するかどうかを審査するのが農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査です。

- ◎ 年齢満20歳以上の者
- ◎ 耕作面積が1,000㎡以上の農家（実際に耕作している農地の合計）
- ◎ 同居の親族又はその配偶者（その耕作に従事する日数は60日以上）

※ 第3回農業委員会で審査し、県で審議中の第5条許可申請について、県より許可がおりました。



林業機械講習会を実施しました

チェーンソーは、労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条の規定により、チェーンソー作業による伐木、造材作業の業務は、「特別教育を必要とする業務」となっており、刈払機においては、近年、重篤な労働災害が多発している現状から、安全な使用方法、整備点検等の教育の必要性がいわれております。

上記の趣旨から村では林業機械講習会として、2月13・14日にチェーンソー講習会を、15日に刈払機講習会を実施しました。チェーンソー講習会は20人、刈払機講習会は42人の参加がありました。

この春 住民税と所得税が生まれ変わります

「地方のことは地方で」という方針のもと、行われてきた三位一体改革により、国から地方に3兆円規模の税源が移ります。

これにより、地方自治体は自らの責任でより身近な行政サービスを効率よく行えるようになります。その方法は、所得税（国税）を減らし住民税（地方税）を増やすことで実現されます。

Q 「税源移譲により税負担が増えませんか？」

A 「ご安心ください。住民税が増えても所得税が減るため、税負担は変わりません」

あくまで国税である所得税の一部を地方の歳入である住民税に移譲するだけの制度ですので、2つの税を合わせた税率が税を移す前後で変わらないように税率が決定されています。同時に、人的控除の差に対応した減額措置等の様々な配慮がなされています。

納税者の税負担に変わりはありません。

◆独身者の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			→	税源移譲後 (単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	→	62,000	126,500	188,500	0円
500万円	258,000	163,000	421,000		160,500	260,500	421,000	0円
700万円	474,000	307,000	781,000		376,500	404,500	781,000	0円
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000		868,500	650,500	1,519,000	0円

◆夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			→	税源移譲後 (単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	→	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000	0円

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

Q 「具体的な方法は？」

A 「住民税と所得税の税率を変更します。」

住民税は、所得の範囲によって3段階に区分していた税率が一律10%となり、一方の所得税は、住民税の一律化を受け、税率が4段階から6段階となります。

これにより、住民税が増え、所得税が減ることになり、国から地方への税源移譲が実現します。

改正前			改正後		
所得 税	課税所得	税率	所得 税	課税所得	税率
	～ 330万円	10%		～ 195万円	5%
	330万円～ 900万円	20%		195万円～ 330万円	10%
	900万円～ 1,800万円	30%		330万円～ 695万円	20%
	1,800万円～	37%		695万円～ 900万円	23%
個人 住民 税	課税所得	標準税率	個人 住民 税	課税所得	標準税率
	～ 200万円	5%		一律	10%
	200万円～ 700万円	10%		※減額措置：全世帯において人的 控除の差を考慮した減額措置を 実施	
700万円～	13%				

Q 「他にどんな措置があるのですか？」

A 「納税者の負担が変わらないように、様々な措置が講じられています。」

- (Ⅰ) 両税の人的控除の差によって生じる増額分は住民税で減額します。
- (Ⅱ) 所得税が減ることを受けられなくなる住宅ローン控除分は、申告することで翌年度の住民税から減額します。
- (Ⅲ) 平成19年の所得税が課税されなかった場合、納税者からの申告に基づき翌年度に住民税が再計算され、納めた税額との差額分が戻る場合があります。

Q 「いつから所得税が下がって、住民税が上がるのですか？」

A 「所得の種類によって時期が異なります。」

	所得の種類	所得税(減額)	住民税(増額)
サラリーマン	給与	平成19年1月源泉徴収から	平成19年6月特別徴収分から
年金受給者	年金	平成19年2月源泉徴収から	平成19年6月納税分から
事業所得者等	事業・営業所得	平成20年3月確定申告から	平成19年6月納税分から

但し、別の制度改正で税の負担が変わることがありますので、ご注意ください

- 景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置として導入された定率減税が、経済状況の改善等を踏まえ、平成19年1月（個人住民税は6月）徴収分から廃止されます。
- 昭和15年1月2日以前に生まれた方で平成17年中の所得が125万円以下の場合、高齢者非課税措置の廃止に伴う激変緩和により税額が段階的に引き上げられています。



平成18年分の所得税確定申告の相談及び申告書の受付は、3月15日（木）までです。
 村民税の申告書は、国税の申告書が発送されていない方に送付されますが、所得がない人も、必ず申告して頂けるようお願いいたします。
 前年度等の実績などで、申告書を送付しておりますので、事情が変わった方や、所得があるのに申告書が届いていない方は、役場住民課税務係まで、お知らせ下さい。
 申告をされないと、非課税の証明がでないばかりでなく、福祉行政等で不利な場合があります。

※詳しくは、住民課税務係までお問い合わせください。

子ども映画会

3月23日[金] 午後6時30分~

天川村山村開発センター 大ホール

送迎

●下山西……午後5時40分 ●洞川バス停 午後6時10分

入場料
500円



主催 天川村教育委員会



村の医療について

■国保診療所 平成19年1月の受診状況

	来 院		医療費	一人あたり 医療費
	うち初診	うち再診		
1月実数	606人	58人	6,237,290円	10,293円
対前月比	637人	49人	7,376,240円	11,580円
	95.13%	118.37%	84.56%	88.88%
対前年 同月比	481人	88人	5,442,320円	11,315円
	125.99%	65.91%	114.61%	90.97%

■平成18年12月の医療受診状況

	国民健康保険加入者で75歳未満の方			老人保健対象者（75歳以上の方）		
	受診日数	医療費	一人あたり 医療費	受診日数	医療費	一人あたり 医療費
12月実数	1,159日	14,831,136円	12,796円	1,992日	33,971,260円	17,054円
対前月比	1,085日	12,756,894円	11,758円	1,842日	33,759,598円	18,328円
	106.82%	116.26%	108.84%	108.14%	100.63%	93.05%
対前年 同月比	1,173日	16,573,470円	14,129円	1,968日	38,738,320円	19,684円
	98.81%	89.49%	90.57%	101.22%	87.69%	86.64%

◎各種保健事業、検診に積極的に参加し、疾病の予防、早期発見早期治療に心がけてください。

村民の皆様のちょっとした心がけで、医療費の軽減につながります。

◎前月より数値が下がった箇所を ■ で示しました。

村民の皆様の医療への関心と努力により下がったと思われませんが、数値を下げることにとらわれず、体調不良の際には医療機関に受診し、健康維持に努めて下さい。

心身とも元気 → 医療費軽減 → 保険税軽減

・ごみ収集 3月の予定表



日	曜日	国保診療所		ほほえみポート天川 保健事業	ごみ収集	
		午前 (受付 午前8:30 ~11:00)	午後 (受付 午後1:30 ~3:30)			
16	金	森本 医師	森本 医師		燃焼	
17	土	嶋本 医師	休診			
18	日	閉館日				
19	月	嶋本 医師	嶋本 医師		燃焼	
20	火	休診			不燃	
21	水	閉館日(春分の日)				
22	木	森下 医師	西尾 医師		資源1	
23	金	森本 医師	森本 医師		燃焼	
24	土	嶋本 医師	休診			
25	日	閉館日				
26	月	嶋本 医師	嶋本 医師		燃焼	
27	火	休診			資源2	
28	水	嶋本 医師	休診		粗大	
29	木	森下 医師	西尾 医師		資源1	
30	金	森本 医師	森本 医師		燃焼	
31	土	嶋本 医師	休診			

見える所に貼り、ご活用下さい。



国保診療所・ほほえみポート天川

日	曜日	国保診療所		ほほえみポート天川 保健事業	ごみ収集	
		午前 (受付 午前8:30 ~11:00)	午後 (受付 午後1:30 ~3:30)			
1	木	森下 医師	西尾 医師		資源1	
2	金	森本 医師	森本 医師		燃焼	
3	土	嶋本 医師	休診			
4	日	閉館日				
5	月	嶋本 医師	嶋本 医師		燃焼	
6	火	休診			不燃	
7	水	嶋本 医師	休診		粗大	
8	木	森下 医師	西尾 医師	うさちゃんくらぶ10:00~	資源1	
9	金	森本 医師	森本 医師		燃焼	
10	土	嶋本 医師	休診			
11	日	閉館日				
12	月	嶋本 医師	嶋本 医師		燃焼	
13	火	休診			資源2	
14	水	嶋本 医師	休診		粗大	
15	木	森下 医師	西尾 医師		資源1	

※医師が不在の時は、投薬できませんので、薬の切れる方は、早めに受診して下さい。

メタボリックシンドローム対策

先月の広報において「メタボリックシンドローム」について掲載し、予防には生活習慣の改善が重要で
す！とお伝えしました。

メタボリックシンドロームの一番の対策は、内臓脂肪を減らすこと
です。内臓脂肪は皮下脂肪に比べ、運動と食事の生活習慣の改善
で、減少しやすいといわれています。まずはできそうなことから始
めてみましょう。

【食生活を見直そう】

- ☆腹八分目を心がける
- ☆間食や甘いものを控える
- ☆アルコールは適量に
- ☆味付けは薄めに
- ☆脂っぽい料理を控える

【体を動かしましょう】

今年は雪が少ないですが、冬になると家にこもりがちになり、体を動かすことが少なくなっています
か？運動不足は肥満を招くだけでなく、筋力も衰えさせてしまいます。特に65歳を超えてくると、運動不
足は体のバランスを崩し、体を動かすたびにあちこちが痛み、転倒から骨折等を引き起こす原因となっ
てきます。

昨年6月からほほえみポート天川で「運動機能向上教室」を実施しました。基本健康診査の介護予防チ
ェックリストで、65歳以上で運動機能に不安がある方に対し、体力測定を実施しながら、毎週1回、全身運
動を6ヶ月間実施しました。その結果、参加された方ほぼ全員、体力測定の結果は改善されていました。



体力測定以外にも「肩こりがなくなった。」「背中がなくなった。」「膝の痛みが和らいだ。」等の良い感想が聞かれました。
又家で1人ではなかなかできなくても皆で楽しく運動することにより無理なく続けられ、続けて参加したいという声も聞けました。
この教室は平成19年度も継続して実施する予定ですので、是非ご参加下さい。申込みは4～5月頃となりますので、その時にまた詳しく
ご案内させていただきます。ご参加お待ちしております。
以上のことから日頃の運動は大変重要です。テレビを見ながらの
ストレッチ等ちょっとした運動から、日常生活に取り入れて下さい。



うさちゃんくらぶご案内

今月のうさちゃんくらぶ（育児サークル）は、パズル遊びをします。この機会にみなさん是非ご参加下
さい（^^）

うさちゃんくらぶは、生後4ヶ月～幼稚園入園までの親子の広場です

- 日 程 : 平成19年3月8日（木）
- 時 間 : 午前10時30分～正午まで
- 場 所 : ほほえみポート天川 2階

☆当日は汚れてもよい、動きやすい服装でお越し下さい。☆

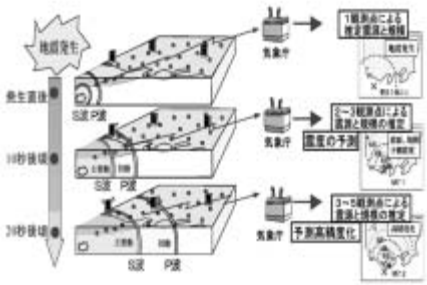


※引き続き、感染症（かぜ・インフルエンザ・ノロウイルス等）が流行する季節です。健康管理に気をつ
けるようにして下さい。

検診や教室等の内容や申込み方法、その他、疑問な点やご不明な点につきましては、
ほほえみポート天川 保健師までお問い合わせ下さい。

「緊急地震速報」について

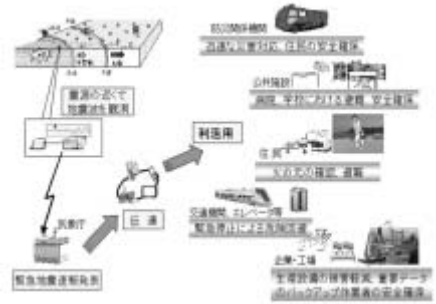
「緊急地震速報」は、震源に近い観測点で地震を検知し、直ちに震源や地震の規模（マグニチュード）、各地の震度などを推定し、大きな揺れが迫っていることをお知らせすることを旨とする情報です。この情報を聞いて、大きな揺れが始まる前に防災行動をとるにより、地震被害の軽減が期待されます。



しかし、緊急地震速報には、情報の提供から大きな揺れが始まるまでは長い場合でも数十秒程度であり、①震源に近いところでは、情報の提供が主要動の到達に間に合わない場合がある、②震源、マグニチュード、震度等の推定の精度が十分でない場合がある、③まれではあるが、ノイズ（雷や事故など）により誤報が発

信されるおそれがある、などの技術的な限界があります。

気象庁では、緊急地震速報の提供に伴う事故や混乱を



防止しつつ、地震による被害を少しでも軽減するため、平成十八年八月一日から現時点においても緊急地震速報を混乱なく利用

用できる分野への先行的な情報提供を開始しました。今後、関係機関と協力して、テレビ・ラジオ等で放送していただく際の具体的な表現や、住民のみなさまが緊急地震速報を受信したときにとりするような行動をとるべきかという「心得」などについて検討を進め、これらについて十分な周知・広報を行った上で、平成十九年中にも広く一般への情報提供を開始することを計画しています。

なお、緊急地震速報の詳細などについては、気象庁ホームページ（<http://www.jma.go.jp>）をご覧ください。

▼本件についての問い合わせ

奈良地方気象台防災業務課
電話〇七四二―二二―二五五六

自治体放送をご覧下さい

平成十六年度に整備した「こまどりケーブル」において平成十七年四月より「天川村自治体放送」を放映しています。

放送は静止画によるもので音声放送ではありませんが、従来からの無線放送の短所を補い、情報の量により異なりますが一サイクル二分から十分の内容を繰返し放映しています。放送内容は、道路の状況（通行止等）、イベント紹介、講演会等のお知らせ、講習会の募集、防犯啓発、各種検診等保健事業のお知らせ、診療所の診療日程、ごみ収集の日程などの行政からのお知らせで、皆様の生活に密着した情報を提供しています。

放送時間帯は次のとおりです。

土・日・祝日	月～金曜日	曜日
天川村自治体放送	天川村自治体放送	0時～10時
天川村自治体放送	5村共有放送	10時～17時
天川村自治体放送	天川村自治体放送	17時～24時

5村共有放送では天川村、川上村、下北山村、上北山村、東吉野村の情報が放送されています。

● 放送画面(サンプル) ●

ごみ収集日程表(2/27～3/5)

火	水	木	金	土	日	月
27	28	1	2	3	4	5
資源	粗大	資源	資源	休み	休み	資源
2	1					

◎午前9時までに、決められた場所に出してください。
◎粗大ごみを出されるときは、収集日の前日夕方午後4時30分までに、役場・住民課まで連絡をお願いします。(TEL. 63-0321)

ごみ収集日程表

天川村国保診療所の今後の診療
(※休診日除き記載しております。)

	20	21	22	23	24	25	26
	火	水	木	金	土	日	月
午前	嶋本 医師	森下 医師	森本 医師	嶋本 医師	嶋本 医師	嶋本 医師	嶋本 医師
午後	嶋本 医師	西尾 医師	嶋本 医師	嶋本 医師	嶋本 医師	嶋本 医師	嶋本 医師

診療所診療日程表

天川村国保診療所から
休診のお知らせ
2月15日(木)の午前診療は、森下医師の都合により、休診となります。
2月19日(月)の午後診療は、小学校予防接種のため休診となります。
2月23日(金)の午後診療は、森本医師の都合により休診となります。
たいへんご迷惑をおかけいたしますが、ご了承ください。

診療所休診のお知らせ

無線放送の聞き逃しの際や、診療所の診療日程やごみ収集日程の確認の際には是非ご覧下さい。(特に診療所の診療日程については急きよ変更となる場合があります。)

廃車・名義変更の手続きをお忘れなく!!

軽自動車税は、毎年四月一日現在の所有者に課税されます。単車や軽自動車などを譲渡したり、廃車した場合は、下記の関係機関での届け出が必要です。その手続きを怠ると、実際に所有者がいなくても、四月一日現在の所有者に課税されますのでご注意ください。

車種	手続きをするところ	持参するもの
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	役場住民課 ☎63-0321(内線162)	印鑑 ナンバープレート
二輪車 (125cc超)	近畿運輸局 奈良陸運支局 ☎050-5540-2063	左記に 問い合わせ ください
軽三輪車 軽四輪車	奈良県 軽自動車検査協会 ☎0743-58-3018	

早めに済ませましょう

自動車の登録申請

奈良陸運支局からお知らせ

毎年三月末は、企業の決算期や自動車税の賦課期日の終期等が重なり、自動車の検査・登録の各種申請が極度に集中し、窓口が大変混雑します。このため、この時期に申請されますと、長時間お待ちいただくこととなります。

自動車の移転登録(名義変更)や抹消登録(廃車)などの手続きは、できるだけ早い時期に済まされますようお願いいたします。

☎050-5540-12063

自動車の検査・登録のご案内は、電話サービス(アンサーシステム)で、音声またはFAXにより二十四時間行っています。

ホームページアドレス

<http://www.kkmlit.go.jp/>

近畿運輸局のホームページの中でも、各種手続きをご案内しておりますので、併せてご利用ください。

国税専門官募集のお知らせ

平成十九年度の国税専門官採用試

験が、次の要領で実施されます。

受験資格

- 一、昭和五十三年四月二日から昭和六十一年四月一日生まれの者
- 二、昭和六十一年四月二日以降生まれの者で次に掲げるもの
- イ 大学を卒業した者及び平成二十三年三月までに大学を卒業する見込みの者
- ロ 人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者

採用予定人員

約一〇〇名

受験申込受付期間

平成十九年四月二日(月)～四月

一三日(金)(四月一三日までの通信日付印有効)

試験日及び試験科目

第一次試験六月十日(日) 教養試験及び専門試験
第二次試験七月二十三日(月)～七月二十六日(木)

※第一次試験合格通知書で指定する日 人物試験及び身体検査

合格発表日

第一次試験合格者 七月三日(火)

最終合格者 八月二十八日(火)

◎詳細につきましては、吉野税務署総務課(総務課直通…〇七四六一三二一三三八六)まで、お尋ねください。



男性高齢者の排尿障害

人間、年をとると身体の色々な機能が低下し、日常生活が不便になることもできます。今回は、男性高齢者の排尿障害についてお話しします。

尿は、左右の腎臓からつくられて膀胱に貯まります。貯まった尿による圧力が一定に達すると尿意を感じますが、いったん膀胱の出口である尿道の筋肉を収縮させることで尿を止めて我慢し、トイレで放尿するのが正常な状態です。

しかし、高齢になって機能が低下すると、夜間にたびたびトイレに立つ夜間頻尿、突然強い尿意が起こる尿意切迫、それを我慢出来ずにもらしてしまいう尿失禁などのほか、あわててトイレに駆け込んだのにすぐ尿が出ない、尿に勢いがなく、おなかを力を入れなければ排尿できない、残尿感を感じるなどの排尿障害が起こってきます。

旅行先等で、しじゅうトイレを気にして休憩ごとにトイレに駆け込む男性を見受けますが、「過活動膀胱」や「前立腺肥大」による排尿障害を持っていることが考えられます。

過活動膀胱は、膀胱が過敏に働くもので、夜間頻尿や尿意切迫、尿失禁などの症状があります。

また、前立腺肥大症は、精液の一部を分泌する前立腺（この中を尿道が通る）が加齢によって大きくなり、その結果、尿道が圧迫されて尿が出にくくなる病気です。しかし「歳のせいでは前立腺が肥大している」と思っていたら、前立腺がんだったというケースもあり、注意が必要です。こういった排尿障害は、日本男性では四十歳以上の一割以上、八十歳以上の四割近くに上るといふ報告があります。

とくに寒い季節に起こりやすいため、男性高齢者は排尿で気になる症状があれば、かかりつけの医師に相談することをお勧めします。

奈良県医師会

**若者対象
就職に役立つセミナー**

「自己理解とキャリアデザイン」

三月七日(水)

一三・三〇〇一六・三三〇

「カフェ・DE・交流」

企業担当者との語る

三月十日(土)

一四・〇〇〇一六・〇〇〇

「コミュニケーション」

気持ちよく会話するコツ

三月十四日(水)

一三・三〇〇一六・三三〇

「知って納得! ビジネスマナー」

三月二十日(火)

一三・三〇〇一五・三三〇

「実践に役立つ面接トレーニング」

三月二十八日(水)

一三・三〇〇一六・三三〇

概要 三十歳くらいまでの方で就職に関するスキルを学ぶ

無料 各回十人程度

申込 電話かFAXで行事名、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、年齢、性別と希望日を左記へ 各回、前日まで

受付 受付後、連絡あり

会場・問合せ

ならじョブカフェ(ヤングコーナー)
1 (奈良市西木辻町九三二一六)

☎〇七四二一三三二五七三〇

☎〇七四二一三三二五七五七

三月二十日の分のみ、会場・問合せは県高田しごとiセンター(大和高田市西町一六〇)

☎〇七四五二四二〇一〇

☎〇七四五二四一〇一〇

地域福祉ボランティア基金
金、200,000円
洞川 西村 鐵司様
(亡妻、市子様ご供養として)
ありがとうございました

地域福祉ボランティア基金
金、100,000円
南日裏 林谷 勝征様
(亡父、勇様ご供養として)
ありがとうございました

地域福祉ボランティア基金
金、16,445円
塩野 ボランティアあじさい様
ありがとうございました

てんいち先生



平成19年度「学生納付特例制度」の申請

4月から平成19年度の「学生納付特例制度」の申請の受付がはじまります！
～ 申請は毎年必要です！ 申請はお早めに！ ～

20歳から60歳未満のすべての人が国民年金に加入し、保険料の納付が義務付けられています。しかし、収入がない等の理由で保険料納付が困難な場合、学生の方には、**本人の申請**（所得審査があります。）により在学期間中の保険料納付を猶予し、社会人になってから保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生

大学（大学院）・短大・高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等
※夜間・定時制・通信課程の方も含みます。
※各種学校においては、修業年限が1年以上であること。

所得審査

本人の前年所得が
118万円+扶養親族等の数×38万円 以下のとき承認となります。
（※家族の方の所得の多寡は問いません！）

承認期間

平成19年4月～平成20年3月まで

申請手続

市町村役場の国民年金担当窓口まで

申請に必要なもの

- ①年金手帳 ②印鑑 ③在学証明書または学生証の写し
- ④失業を理由とする場合は、失業を確認できる書類

注意 保険料が未納となっている場合、その間に事故や病気で障害が残っても「障害基礎年金」が支給されない場合があります。

就職したら追納しましょう

学生納付特例承認期間は、年金受給資格期間には認められますが、年金の受給額には反映されません。10年以内であれば後から納付（追納）することができます。将来、年金受給額を増やすためにも、必ず納めましょう。

※なお、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

詳しくは、大和高田社会保険事務所 ☎0745-22-3531
または住民課 国民年金担当まで



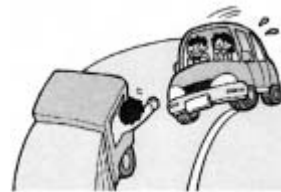
駐在所だより



川合駐在所・洞川駐在所

交通事故防止

今シーズンは暖冬で、昨年よりも交通事故件数は減少しています。
 しかし、やはり中越から蛇トンネル間は発生があります。
 ヘッドライトを点灯して、安全速度で走行して下さい。
 奈良盆地では、3月に入り冬期も終わりに近づきましたが、それと違い、
 天川村の冬はまだ続きます。油断無きように。



不審者及び不審車両の通報について



地域住民の通報により、事件解決となった事例がある反面、せっかく犯人、又は犯人の車を目撃しているのに、よく見ていなければ犯人の人相・風体が曖昧で、車も軽トラックや白っぽい車だけでは捜査が進展しません。

時間・場所・行動から、不審と思えばよく見て下さい。
 特に車はナンバーを。
 なるべく完全番号を見て覚えて下さい。

その不審者が重大事件を犯し、犯そうとしている犯人かも知れません。
 確かな目撃が事件解決の決め手になります。

例えば、用も無いのにウロウロしている。 普段は見かけない。
 長時間駐車したまま車内にいる。 他府県ナンバーの車が長時間止まっている。

更新免許の即日交付廃止のお知らせ(運転免許証センターは従来どおり即日交付)

- 1 即日交付廃止警察署・・・中吉野警察署・五條警察署
- 2 即日交付廃止日・・・平成19年3月31日をもって廃止
- 3 廃止後の更新時講習の取り扱い
 平成19年4月以降、中吉野警察署及び五條警察署では更新手続きに**免許用写真が必要**となります。

	月・水・金曜日	火・木曜日	土曜日	日曜日
運転免許センター	即日交付			即日交付
中吉野警察署	概ね3週間後の講習受講日を指定して、講習受講後に新免許証を交付	講習を先に受講し概ね3週間後に新免許証を交付	取扱いしていません	取扱いしていません
五條警察署	講習を先に受講し概ね3週間後に新免許証を交付	概ね3週間後の講習受講日を指定して、講習受講後に新免許証を交付		
警察署(橿原、五條、中吉野署を除く。)	概ね3週間後の講習受講日を指定して、講習受講後に新免許証を交付			
【問い合わせ先】	奈良県警察本部運転免許センター 〒634-0007 橿原市葛本町120-3 ☎0744-22-5541			

中吉野警察署 ☎0747-53-0110
 中吉野警察署川合駐在所 ☎0747-63-0350
 中吉野警察署洞川駐在所 ☎0747-64-0350

心豊かにたくましく生きる子どもたち

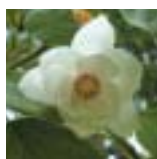
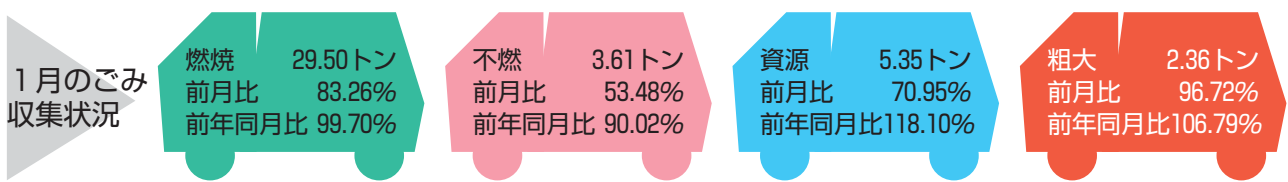
鬼は外～福は内～

今年一番の強い冬型気圧配置となった今月2日、小雪が舞う中、幼稚園ではJ E T青年トムさんと一緒に1日早い節分の豆まき大会をしました。

思い思いに作った鬼のお面をつけ、みんなで豆を入れる三宝作りに挑戦。早速出来上がった三宝に豆を入れ、「鬼は外!」「福は内!」と大声で雪の中を元気に走り回って、風邪の鬼、泣き虫鬼、いじわるの鬼等々みんなで追い出しました。

自分の心の中から色々な鬼を追い出して、ひとり一人の心の中には素敵な福が芽生え始めたことなのでしょう。

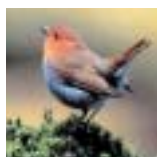
豆まきを終えた子ども達の顔はニコニコ顔に、そして体は、とってもぽかぽかになっていました。



村の花
オオヤマレンゲ



村の木
杉



村の鳥
コマドリ

川の国

誰もが清らかで力強さのある流れのように
●スポーツに汗を流し、働く厳しさの中にも明日への希望と喜びを感じる村にしましょう。
●自然と共に生き、豊かで活気みなぎる村にしましょう。

木の国

誰もが天と地の恵みで育つように
●郷土の歴史から古きを学び、新しい文化を創造する村にしましょう。
●共に学び語りあう、生涯学習の村にしましょう。

天の国

誰もが満天に輝く星のように
●一人ひとりが光り輝き、互いの人権を確かめ、共に生きるあたたかい村にしましょう。
●ふれあい、支えあい、楽しみあえる福祉の村にしましょう。

天川村民憲章

(平成10年1月1日制定)

私たちは、古い歴史と大自然の中で育まれた天川村民であることに誇りを持ち、一人ひとりが生きがいのある村づくりをするためこの憲章を制定します。

発行/天川村役場 〒638-0392 奈良県吉野郡天川大字沢谷60番地
TEL: 0747-63-0821 FAX: 0747-63-0829 企画・編集/総務課 広報係(内線123)
URL: http://www.vill.tenkawa.nara.jp/ E-mail: tenkawa@vill.tenkawa.lg.jp

広報 てんかわ
平成10年2月28日発行 通巻361号

天川村

人口 1,957人 (-4)
男 926人 (-4)
女 1,031人 (±0)
世帯数 799戸 (-2)
2007年1月31日現在 () 内は前月との比較